

## ドローン等の使用について

施設内でドローン等をご使用される場合は、事前に職員へご連絡をお願いします。

下記のご理解とお約束をいただけた場合、指定場所での使用を許可します。

### 【尼崎市立美方高原自然の家ドローン等使用ルール】

尼崎市立美方高原自然の家においてドローン等をご使用される方は下記の事項を守り、安全に飛行を行ってください。

1 関係法令及び関係条例に基づく規則、規約禁止行為、遵守事項などを遵守してください。

**特に、アルコール摂取時の飛行禁止。飛行前後の機体の点検義務。他の飛行機との衝突予防義務。危険な飛行の禁止、夜間飛行の禁止、目視外飛行の禁止。第3者、建物、車から30m未満での飛行禁止。イベント上空での飛行禁止。危険物輸送の禁止。物件投下の禁止。**

**機体の重量が100gを以上の場合は、国土交通省の「無人航空機」登録が義務化されています。尼崎市立美方高原自然の家での使用においても、登録された機体のみ使用を許可します。**

2 発信電波は日本国内の認定(総務省に登録した登録証明機関において、技術基準適合証明や工事設計認証を取得したもの、かつ一般社団法人日本ラジコン電波安全協会の基準規格適合証明書のシールが貼られたもの)を受けたものに限ります。

3 飛行する時は必ず目視できる範囲内で飛行してください、目視外飛行をする場合は国土交通省発行の目視外飛行承認、許可証を持参して下さい。

4 必ずドローン保険に加入した機体をご使用ください。若しくはそれに相当する第三者賠償責任保険に加入してください。

5 飛行可能空域は当日事務所にてご案内する範囲のみです。また地表より高度150m以上の飛行は禁止です。

6 安全及び騒音防止の為、エンジン付き飛行機及びヘリコプターの飛行は禁止です。

7 使用中に発生した事故につきましては、ドローン使用者が一切の責を負います。

8 ドローン撮影の場合、個人情報保護等のため、ドローン使用者の関係者以外の方が写真や動画に映り込むことが無いようにしてください。また、撮影記録の開示を求められた際には、必ず応じていただきますようお願いいたします。

9 ドローン使用中に関係者以外の方が近づかれた際には、かならずドローンを安全な場所に着陸させるなどの危険回避措置を行ってください。

10 建物等を痛めた場合、損害賠償の対象となります。

11 使用終了時には、持続可能な環境への配慮行為として、持ち込んだゴミ等の清掃を行い、ゴミは指定の場所をお願いします。

利用規約と合わせ、ご利用の際は下記事項 も合わせてご理解の上、安全にフライトをお楽しみください。

- 1 各ドローンの混信を避ける為、無線チャンネルが変更可能な場合はオートにしてください。
- 2 小学生以下の方がフライトされる場合は必ず保護者の方同伴をお願いいたします。
- 3 同じコース内で 2 台以上同時にフライトする場合は、お互いのドローンの妨げにならない様、離発着には十分ご注意ください。
- 4 トイドローンをご利用される場合の高度は 15m 以内とさせていただきます。
- 5 強風時は無理なフライトは避け、高度を下げてください。

以 上